

介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業 (訪問介護相当サービス) 運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社 マルチメディアネットワーク（以下「事業者」という。）が運営する訪問介護事業所 コミュニティケア（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第一号訪問事業（旧介護予防訪問介護に相当するサービス。以下「訪問介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問型サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 訪問介護相当サービスを実施するに当たり、必要に応じて、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）へ報告することとする。
- 3 訪問介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努める。
- 4 前項のほか、氷見市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 コミュニティケア
- (2) 所在地 高岡市太田伊勢領 1511-13

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

事業所における訪問介護員等の管理、訪問介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、訪問介護相当サービスの事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者（訪問事業責任者） 1名

訪問介護相当サービスの利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、必要に応じて訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等は3人以上とし、サービスの提供を行う。なお、訪問介護員等は、介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者、又は一定の研修受講者とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

(1) 営業日は、毎日。

(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 但し、営業時間以外であっても、依頼があれば対応するものとする

(訪問介護相当サービスの内容)

第6条 事業所で行う訪問介護相当サービスの内容は、身体介護及び生活援助とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、氷見市が定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は氷見市とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 訪問介護相当サービスの提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。

3 訪問介護相当サービスの提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(緊急時の対応等)

第 10 条 訪問介護員等は、訪問介護相当サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(身体拘束)

第 11 条

介護サービスを提供するにあたって、当該利用者様または他の利用者様の生命または身体を保護するための緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束、行動を制限する行為を行わないとする。

- ① 前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その他の利用者様の心身の状況及び緊急を止むを得ない理由を記録することとする。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する会を 3 ヶ月に 1 回開催し、その結果について訪問介護員に周知徹底を図る。また、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止策)

第 12 条

利用者様の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員に周知徹底を図る。
- ② 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ③ 前号に掲げる装置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条

感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じるものとする。

- ① 事業者は、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- ② 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、地域包括支援センター又は介護支援専門員及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第 15 条 事業者は、提供した訪問介護相当サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第 16 条 訪問介護員等は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第 17 条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 介護計画
- (2) 提供したサービス内容等の記録

- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は平成30年4月1日から施行する
令和 6年4月1日 一部改定